

東海第二発電所の新規制基準適合性審査等の結果に係る住民説明会 議事録

那珂会場：日時 平成 31 年 1 月 24 日（木）18:30～20:45
場所 那珂市総合センター らぼーる

個人情報保護の観点から、一般の方の個人名は伏せ字にしております。

○司会

皆様、大変お待たせをいたしました。

本日は多くの皆様にご参加をいただきまして誠にありがとうございます。

お時間となりましたので、ただいまから、東海第二発電所の新規制基準適合性審査等の結果に係る住民説明会を開会いたします。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます〇〇と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、初めに、茨城県から、今回の説明会の趣旨をご説明させていただきます。

○山崎原子力安全対策課長

県の原子力安全対策課長の山崎でございます。

本日は、ご多用の中、多くの方に参加いただきまして誠にありがとうございます。

前回の住民説明会の際、避難計画や再稼働問題に関する意見はなぜ対象にしていなかったかというご指摘をいただきました。これを踏まえまして、今回、冒頭におきまして住民説明会の趣旨をご説明させていただこうと思っております。

この前方の画面で説明させていただきますけれども、お手元に配布させていただいた資料と同じものでございます。

今回の説明会の趣旨は、大きく 2 つございます。

まずこの青い枠の 2 つ目の段落でございますけれども、原子力規制庁からの説明と質疑を行うことによりまして、県民の皆様に、東海第二発電所の安全対策に係る国の審査の方針や結果に関する理解を深めていただこうというものでございます。

もう一つの趣旨は、この 3 段落目でございますけれども、説明会でいただいた安全対策に係る意見、これを県の原子力安全対策委員会の審議に反映していこうという趣旨でございます。

その検討の結果につきましては、最後の段落にありますように、どのような災害や事故に対応できる安全対策になっているのかなど、避難計画の情報と併せまして県民の皆様に情報提供をさせていただき、その上で再稼働問題に係るご意見を伺ってまいりたい、そういった考え方でございます。

以上、この 2 つが今回の説明会の趣旨でございます。

次に、黄色い枠の1つ目でございますが、広域避難計画に係るご意見についてでございます。

広域避難計画につきましては、現在、国や市町村とともに避難計画の策定作業を進めているところでございます。現在の策定状況を申し上げますと、多くの課題がありまして、それぞれ解決に取り組んでいるところではございますが、まだ県民の皆様にご意見を伺いたいといったところまで策定作業が進んでございません。もちろん、実効性の確保に当たりましては、県民の皆様の意見を反映させていく必要があるというふうに考えてございます。

従いまして、避難計画の策定作業が進んだ段階で、避難計画につきましては、県民の皆様からご意見を伺い、それを実効性の確保につなげていこうと、こういうふうに考えているところでございます。

また、黄色い枠の2つ目でございますけれども、再稼働問題に係るご意見についてでございます。

知事は、これまで、再稼働問題につきましては、県民の皆様のご意見を伺いながら判断するという考え方を表明してございます。意見を聞く方法につきましては、現在、検討しているところではございますけれども、まずはその前提となる安全性の検証と実効性のある避難計画の策定を期限を設けることなく取り組んでいく。そして、その結果を県民の皆様に情報を提供させていただき、ご理解いただいた上で県民のご意見を伺っていく。それを踏まえて知事として判断していく、こういった考え方を表明しているところでございます。

このように、まずは安全対策についてご意見を伺う。避難計画についてご意見を伺う。そして再稼働問題についてご意見を伺う。こういった各段階で県民の皆様のご意見を伺うと考えているところでございます。

今回は、まずは安全対策についてのご意見をいただき、そのご意見を県の原子力安全対策委員会の審議に反映してまいりたいというふうに考えているところでございます。

もちろん、避難計画や再稼働問題に関するご意見につきましても、個別に県のほうに意見をお寄せいただければ、国や市町村とその情報を共有して、避難計画の策定などに反映させてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、県から今回の説明会の趣旨をご説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○住民A

県に、今の説明でちょっと不十分だと思いますので、ちょっと教えてください。

○山崎原子力安全対策課長

わかりました。それでは、ご意見を述べられたいということでございますので、ただいまご説明いたしました説明会の趣旨に関連した質問ということで、お受けさせていただきます。

○住民A

広域避難と再稼働問題は後で県民から話を伺うということが、今、言われましたけれども、

今回、意見募集でやっている問題は安全に絞っておりますね。それと同じように、広域避難計画や再稼働問題も意見募集という形で広く県民に聞く方法をとるのか、教えてください。

○山崎原子力安全対策課長

避難計画につきましても、これは県だけではなくて、国や市町村と策定しておりますので、国や市町村の考えも聞いてまいりますけれども、こちらでも広く県民の意見を当然聞かなければ実効性の確保ということにつなげることは難しいと考えてございます。

また、再稼働問題につきましても、これもやはり県民の意見を広く聞かなければ、知事の判断に資することはできませんので、こちらでも広く聞いていくことが必要だというふうに考えてございます。

○住民A

意見募集という形はとるんですか、同じように。

○山崎原子力安全対策課長

県民の意見を聞く方法については、特にまだ具体的な検討はしておりませんが、これは当然広く聞くということを考えておりますので、そういった意見募集というのも、やり方の一つとしては当然入ってくるというふうに考えてございます。

○住民A

ぜひ同じ形で行ってください。

○山崎原子力安全対策課長

わかりました。

○住民B

あと1件、お願いします。

○山崎原子力安全対策課長

それでは、お時間の関係もございますので、この1件だけにとどめさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○住民B

避難計画の期限を決めないということですよ。それはなぜなんですか。

○山崎原子力安全対策課長

避難計画の策定の期限を定めないのはなぜかというご質問をいただきました。

先ほど、簡単でございましたが、ちょっと触れさせていただきましたが、非常に多くの課題がございます。その課題を解決するのに、正直、どれだけ時間がかかるかというのが我々にも見込めない段階でございます。したがって、実効性のある避難計画をつくるということのためには、相当時間がかかるのではないかとこのように考えてございまして、そういった意味で、期限を設けることなく策定に取り組んでいきたいと、そういうふうに考えてございます。

それでは、お時間の関係もございますので、原子力規制庁の職員の方から、安全対策に係るご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○司会

では、続きまして、原子力規制庁によるご説明の時間に移らせていただきます。

本日は、国の原子力規制委員会におきまして、東海第二発電所の新規制基準適合性審査等に携わってこられた原子力規制庁の皆様にご出席をいただいております。

皆様のお名前は、お手元の次第に記載のとおりであり、お時間の都合上、それぞれのご紹介は割愛させていただきます。

また、本日のご説明時間は概ね 75 分程度を予定しておりますが、なるべく多くの質疑時間を取ってまいりたいと考えております。

次に、会場の皆様をお願い申し上げます。会場内では、私語を控え、お静かに傍聴願います。質疑以外の発言は認められておりません。

また、会場内での撮影及び録音は、個人情報の管理等の観点から、ご遠慮いただきますよう、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

そのほか、会場内では係員の指示に従っていただき、従っていただけない場合には、ご退席をいただく場合がございます。

なお、本日の説明会の様子は、議事録として、後日、公開をさせていただく予定としております。

それでは、ご説明をお願いいたします。

【原子力規制庁説明】

※後日、掲載いたします。

○司会

ご説明ありがとうございました。

それでは、これより質疑の時間に移らせていただきたいと思います。

なお、本日の説明会の終了予定時刻は 8 時 30 分とご案内させていただいておりますが、なるべく多くの質疑時間をお取りするため、説明会のお時間を少し延長させていただきます。8 時 45 分までの質疑時間とさせていただきます。

その間、なるべく多くの皆様からご質問をお受けしたいと存じますので、お一人当たりのご質問は 1 問まで、概ねの所要時間を 3 分とさせていただきますと存じます。

また、ご質問の内容につきましては、本日の説明内容である原子力規制委員会の審査に関する事項とさせていただきます。広域避難計画や国のエネルギー政策に関することなど、本日の説明内容以外のご質問、または東海第二発電所の再稼働の是非に関するご意見等につきましては、本説明会の開催趣旨の観点から、ご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

冒頭でもご説明を申し上げましたが、現在進めております県原子力安全対策委員会における検証作業や広域避難計画の策定に向けた検討結果など、県のしかるべき取り組みにつきましては、今後、県民の皆様にはしっかりと情報提供できますよう、さまざまな機会を設けてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、ご質問をお受けいたします。

ご質問のある方は挙手をお願いいたします。ご指名の後、マイクを持った係員がまいりますので、お手数ですが、通路まで出ていただきまして、係員が向けたマイクに向かってご質問をお願いいたします。

質疑の様子につきましては、個人情報等の管理に十分配慮した上で、原則発言のままを議事録といたしまして、後日、県のホームページで公開させていただきますので、どうぞあらかじめご了承願います。

それでは、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

では、真ん中の列のジャンパーの方、すみません、通路のほうまでご移動をお願いできますでしょうか。お手数をおかけします。

○住民C

東海第二原発から14キロ離れたひたちなか市から来た者ですけれども、聞いていて思ったのは、40年からさらに20年延長できるということになっていると聞いたのですけれども、茨城県内に住む私どもとしては、絶対に100パーセント原発の事故が起こってはならないというふうに思いますし、そうであるということは、福島原発の事故の件でもうおわかりだと思えるのですけれども、なぜここで20年延長できるのか、そこを不思議に思うので質問したいと思います。

それは、例えば、原発の中の金属自体が温熱や冷却で膨張したり収縮したりする中で金属疲労を起こしたり、それから、放射線で金属やその他のものが劣化してくると考えた上で、40年が限界であるという最初の基準の設定があったわけです。それをなぜ20年延長できるのか、ここを疑問に思いますので、そこを答えていただきたいと思います。

○原子力規制庁

40年延長の制度の結果、今回、安全なのかということについて、まず、一般的な基準の今回の考え方についてご説明させていただきますけれども、絶対安全なのかというお尋ねでございますけれども、今回、私ども、福島第一原子力発電所事故で汲み取らなければいけない教訓としては、先ほどご説明しましたとおり、絶対的な安全性というものを追い求めなければならない。つまり、現時点で何か安全だということを到達するようなことで安全だということでは歩みをとめるということがないように常に基準を見直して、そして、見直した結果、事業者に対しては、新しい基準をさらに求めていくというバックフィットという制度、こういった2つの考え方でさらなる安全性の中身を目指していくということが、今回、我々の一つ大きな考え方として取り組んでいるところでございます。

それを踏まえまして、今回、新規制基準の審査も行いましたし、40年の延長の認可の審

査も行うということで、まず総論的なところをご説明させていただきました。

○原子力規制庁

原子力規制庁の塚部と申します。

運転期間延長を担当している者です。

最初に、先ほど、40年の運転がという話でして、もともと、福島事故前は、基本的には、原子炉の運転の期間というものは定まっていない。それが福島事故後に策定されました原子炉等規制法の改正によって、基本的には20年、規制委員会の認可を受ければ20年延長できるという制度が導入されたというのが事実でございます。

先ほどご質問にあった例えば機器の疲労でありますとか、あとは熱の疲労というものが考慮されているかということでございますが、基本的には、先ほどもプレゼンの中でご説明させていただいておりますが、安全機能を有する全ての機器については評価の対象になっておまして、それぞれの機器についてどのような劣化事象が想定されるかというのを加味しまして、60年までもつかというのを評価して、今回の結果になっておるといってございます。

○住民c

評価の基準がどこかというのは、多分、そちらのほうで決めているというか、基準をそう決めているところがあるとは思いますがけれども、まず、東海第二原発が一番最初につくられた原発でしたよね。一番初期型の、欠陥もあるかもしれない、そういう旧型の原子炉であるということ、もう既に40年たっているということと、そういったことを踏まえて、原子炉というのは決して車でもないし、電車でもないし、事故が起こされることが一切許されないものだと思っております。私は、子どものときには、100パーセント事故はないという、安全であるということ信じ込んでいましたし、福島の事故までは、疑念に思いながらも、まあ、あるんらしょうがないかぐらいまで思っていたんですけども、もうここで事故が起こるということはありませんね。

ですから、そういう存在である東海第二原発が、なぜここで、劣化もかなり予想されるのに延長できるのか。40年以上というのは前からありましたよね。40年後に解体するということはもう既に言われていたと思います。私は20年か30年ぐらい前に解体をするというテレビ番組を見ました。解体するためにはこれだけのものをやらなければならないというテレビ番組を見ました。それだけの根拠があったからこそ40年ということが出てきたのでしょうし、それをさらに20年延長するというのは、30年に短縮されるのなら話はわかるんですけども、60年に延長されるというのは、100パーセントを望む者として信じられないのです。ですから、そのところの基準がなぜ20年延長できるのかというところがちょっと曖昧すぎて答えになっていないと思うんですけども。

○原子力規制庁

規制庁の塚部です。

先ほど説明をさせていただきましたが、旧式というお話もありましたけれども、基本的に

は、事故後に定められました新規制基準に適合するということが一義的にはございます。その後で、その状態が引き続き 20 年間担保できるかというのを運転延長側の審査としております。

それに当たっては、先ほど言われたように、それぞれについて基準がございまして、その適合性について我々は審査したものでございます。

○司会

ありがとうございました。

では、続いての質問を受けたいと思います。

では、前のほうのお席の、向かって私のほうから左手側の一番前の男性の方、すみません、通路のほうまでご協力いただけませんか。すみません、よろしくお願いします。

○住民 D

水戸市の〇〇と申します。

ヒートシンク喪失ということですね、電源喪失になった場合、高台にポンプ車とか電源車を配置するということなんですけど、これは、すごい地震になったとき、誰がその場所に電源車を取りに行くというか、そういうことができるんですか。道路もずたずたになっているような状況で、そういうことは可能なんですか。沸騰型の原発というのは、稼働は無理ではないかと自分は思っています。そこんところはどうか。電源全く喪失してしまっても、それを誰が取りにいったら、高台ってどこなんですか。

○原子力規制庁

原子力規制庁の皆川と申します。

ご質問のありました、まず電源の話なんですけれども、今回、もともと設置してある非常用電源に対しまして、新たに常設の電源、S A 電源と呼ばれているものを 5 台設置しております。

この電源につきましては、可搬型のものではなくて常設のものでございますので、特段、その現場に行って操作をするということではなく、中央の制御室と呼ばれるところで起動とかができるものとなっております。

また、可搬型電源車も一緒に準備をしております、これはご指摘のありました高台のほうに準備をしておりますが、この電源車を取りに行くと配備をするための構内のアクセスルートにつきましては、その基準地震動が来た場合でも、その道が崩壊しないような評価を確認しております、それで仮に地震が起こった場合でも、かつ常設が使えなくなった場合でも、可搬型の電源車を配備をするということができるとことを確認しております。

○住民 D

そこに行くまでの高台のところが絶対に崩落しないという根拠というのはあるんですか。

○原子力規制庁

規制庁の正岡です。

まず、地べたなんですけど、安定性を見ていまして、基準地震動に対して、高台の少し盛土

のところなんですけれども、そこに対してきちんと評価をして、地滑り等、そういうことが起こらないと。さらには、その上の、可搬型電源車についても、基準地震動で転倒して横にぶつかったりとか、そういうことで機能喪失しないということを確認しております。

○住民D

それはどのように確認したんですか。

○原子力規制庁

規制庁の正岡です。それは、具体的な評価手法ということで、地盤安定性の評価手法ですか。電源車が基準地震動で倒れないということについては、実際、加振試験をやっております。実際、基準地震動を上回る加速度で揺らして、それで電源車が倒れたりとか、変位を見て、横のやつにぶつからないということを確認しております。

○司会

では、申し訳ございませんが、続いての質問に移らせていただきます。

順番に伺ってまいりますので、限られたお時間の中ではございますが、ご指名をさせていただきますので、どうぞ協力をお願い申し上げます。

では、一番右側の黄色いジャンパーの、はい、そうです。

○住民E

ありがとうございます。

法律が原子炉等規制法に従って判断されているようなんですけれども、法律ですから、その上位のまた法があるはずなんですけれども、それをたどっていくと、きっと憲法に行き着くのではないかと思うんですけれども、その憲法のどの条文につながるんですかね。この原発、原子炉に関する法律というのは、ちょっと教えてください。

○原子力規制庁

今日ご説明させていただきましたが、原子炉等規制法に基づいてこのような形の確認作業をご説明させていただきますけれども、この法律には、原子炉を設置する場合、あるいは変更する場合。

○住民E

憲法がどこに行き着くかという。時間がなくなってしまう。

○原子力規制庁

憲法に、個別に原子炉を設置する場合、あるいはそういったことを行おうとする場合の規制のことについては、書いているということについては、すいません、承知をしておりますけれども。

○住民E

憲法の条文に必ずつながっているはずですよ。法律があるんですから。どこにつながっているんですかと聞いている。時間がなくなってしまうから簡単に言ってください。わからないならわからない。皆さんに迷惑がかかるから、早くしてください。

○原子力規制庁

すみませんが、こちらにいるもので、憲法のどの条文の何の何条というところまで、すいません、承知している状況ではございません。

○司会

では、続いての質問を受けさせていただきたいと思います。

それでは、真ん中の列の通路側のところの5番目、今、手を回してくださった男性の方。

○住民F

今回、運転延長を決めた規制委員会の責任というのは極めて重いと私は思っております。

まず、防火シートを巻くまでの信頼性、難燃性化をはかるといっても、ほんの一部にとどまっております、信頼性には極めて劣る対策でオーケーにしてしまう。それでも規制委はさらに20年も延長したんです。震災後決められた防潮堤の高さも、想定した津波の高さに一定の上乗せをしたもので、さまざまな前提条件や不確実性を含んでいます。万全を期してもリスクはゼロにならないというのが原発だと私は思っております。特に、人のつくったものは、設計やデザインにその時代の技術や思想が反映されています。老朽原発は設計の古さという弱点を抱えております。後から補強をしたり改造をしても、最新の施設にはなり得ないのです。

政府も言うように、世界一厳しい審査を受けているなんて言っていますけれども、東海で事故が起きないというふうに本当に言い切れますか。私は、規制委員会が、特に東海第二原発に多くの職員を割いて再稼働に間に合うような体制をとったという意味で、その独立性にも若干疑いを持っております。特に、東海村には、狭い松林の中にたくさんの原子力施設が集中していて、原発ばかりではなくて、原子力開発機構の特に再処理工場のこれから取り壊す作業のあの現場などの杜撰さがかなり報道で多く知っております。

原発だけを見ても、その地続きのお隣で例えば水素爆発などが起こるなどということは想定できているわけですから、これでもって原子力が集中立地しているところに、原発ばかりではなくて、自然災害と連動したような事故が起こった場合、本当に周辺住民の安全という立場で考えているのかという疑問を持ちます。

集中立地の問題と、対策としてやったものが本当にそれで万全だという認識でいるのかどうか。とりあえずその点について伺います。

○原子力規制庁

今いただきましたご質問は、原子力施設が集中的に立地している東海村にある東海第二発電所の安全性について、ほかの施設の現状について審査において考慮しているのかといった内容だと思います。

本日の説明資料の後ろのほうの参考資料の中の86ページにこのシートをお入れしてありますけれども、基本的な考え方といたしましては、申請施設の安全確保の責任は当該施設の設置者に属しますということで、東海第二について言えば日本原電ですし、もうちょっと近くにある施設として、こちらの絵ではJAEAのJRR-3ですとかJAEAの東海再処理施設を例としてお示ししてありますけれども、それぞれの施設の所有者と申しますか、事業者

が責任を持って安全を確保するというのが基本的な考え方でございます。

審査におきまして、今回の東海第二において審査の対象とするかどうかということにつきましては、例えばJRR-3とか東海再処理を例にして申し上げれば、JRR-3では、距離は1.3キロということですが、出力が十分に小さいこと、あるいは、東海再処理施設につきましては廃止措置中であるといったことで、距離は2.8キロ離れている。こういったことも工学的に判断いたしまして、今回、東海第二発電所に対する影響は十分小さいものでございまして、影響を審査として考慮すべき対象ではないというふうに私ども判断をしております。

○司会

ありがとうございました。

では、続いての質問の方を、一番左手側の茶色の手を挙げていただいて。すいません、通路のほうに出てきていただいてよろしいでしょうか。お手数をおかけします。

○住民G

今、聞いていると、事故は絶対起きないというお話みたいなんですけれども、私は、ちょっと感じたところは、東海の発電所と大洗原発、ここで、この2～3年で、放射能漏れによる人身事故、火災事故、電力ケーブルの火災事故、廃棄物ドラム缶の放射能漏れ、それと電気工事による人身事故、これが数カ月に1回ずつ起きていますよね。原発は止まる止まるというけれども、実際には、事故が発生した場合、瞬時に止めることは私はできないと思っています。

あと、再稼働に関係なく、現設備の安全対策として、必要な防潮堤、こういうのは今までにつくらなければいけないと思うんですけれども、福島から7年も経っていますので、それいまだにイメージです。

那珂市の市民アンケートの結果では、65パーセントの人が再稼働に反対しております。その辺を考慮して、委員会としての考え方を教えてください。

○原子力規制庁

ご質問の内容が多岐にわたっていたと思うんです。

ご質問した最後の再稼働について原子力規制委員会はどのように考えているのかというご趣旨でしょうか。

○住民G

はい。

○原子力規制庁

こちらにつきましては、冒頭にちょっとご説明申し上げたんですけれども、私どもは、原子力発電所の再稼働について責任を有する立場ではございませんので、責任を持ってご回答を申し上げる立場にはございませんということは先ほど申し上げたところでございます。

○司会

では、続いての質問に移らせていただきたいと思います。

では、私の一番右手の通路の前の。

○住民H

私は、原子力の問題では、NHKが2～3年前にやったときの事故当時の免震棟に入っている福島の状態と東電さんの本店のやり取りを見ていたんですね。そのときに、どうやっていいか、またはどこの状態がどうだということで、具体的に対応ができていない。今はマニュアルをつくりますとか、こうやってやりますと言っても、当時だってマニュアルはあったはずですよ。しかしながら、それができない。

そこを考えないと、今、これもやります、あれもやりますと言っていますけれども、福島に比べて東海のこのエリアは100万都市でしょう。その避難計画とかも小出しにしてやっていたのではわからないんだよ、我々はね。逆にリスクマネジメントして、事故が起きないということはある得ない。ここまでした場合には、何パーセント的に起こりますよという形で、金もこういうふうにかかりますよと。だったら、つくるよりやめたほうがいいですよという選択肢というんでしょうか、それは当然あるはずですよ。動かすことありきで論議すると、ここの状態で、地層がこうであるとか、ある意味では枝葉も嘘になってしまう。だから、今度、避難とか何かを含めてのですね、リスクマネジメントとして、これだけかかるのだと。

このエリアは、福島から比べるのだったら、GNPだって1万倍くらい大きいですよ。避難とか何かした場合には、私は、素人ながらに計算すると、何兆円、東海第二原発の100キロワットの発電の電力から比べたら、電力を発電して得られる金額よりもリスクのほうがはるかに大きい。それは、私、原発を動かさないとやっているのではないですよ。動かしてもいい。ただ、そのあたりのリスクマネジメントをきちんとして、やらないと、ここの枝葉で、地層がこうです、このベントがこうです、あんなつまらない論議はいいんだよ。

だから、基本的に、これからの世代、若い子どもたちが本当に安心していけるのか。これは避難したら戻れませんよ。就労できますか。何十万人も就労できますか。何十万人も住宅をちゃんと手当てできますか。茨城県だってそうなのよ。茨城県という形では論議はできませんよ。日本全体としてどうなのかということで、もし避難ということでも、これも避難してやったらできないから、何でもできる、できるという論議でいってしまうとこれはだめなのよ。できないときはできないと勇気を持って言わないとだめなの。

そういう意味では、私が常々反対という立場で何でも論議するということがいけないと思っているので、しかしながら、原発に対してはリスクが大きすぎた。実際のリスクマネジメントも数量的な経済効果としてもしていない。これ、下手すると日本が破綻しますよ。あなた方は計算するとき、表の計算とか何かというのはばかでもできるよ。そうじゃなくて、リスクマネジメントというのは、本当にこの国はいいのかどうか、そこからスタートしないと。そして、技術的なことを次から次とやってもらわなくてはいけないんだよ。だけど、これからも多分やるときには、技術委員会、何とか委員会、枝葉で一つ一つやる。これは一つ一つやるんで催眠効果と同じなんだよ。一つの事例を見ると、人間の思考はだんだん縮められて一つの考え方になっちゃう。大局的にどうすべきかということ、時間がかかるかもし

らんけれども、そこからちゃんとやって、だめなものはだめ、その勇気を持って言ってくださいよ。

私は今、結論とか何かということは回答は要りません。要らないけれども、私の発言した内容はある程度考慮していただかないと、茨城県もそうですよ。避難とか何か言っているけれども、避難するときどうですか。そんなに簡単にできないよ、何十万人も。できないことをできるという視点で捉えてしまうと間違ってしまうと言っている。そこをちゃんと肝に銘じて、私はこういう会にはあまり出たことないけれども、本当にこれは子どもたちの財産を考えた場合には、本当にしっかり考えないだめだと思っている。

だから、あなた方が今、技術的にとって旗振りをやった場合には、この範囲は技術的ですから我々はやりません。これは想定外です。みんなそうなっちゃうんだ。

○事務局

恐れ入ります。ただいま、東海第二原発、安全性、リスクが大きい。そういったものに対して、本当に避難計画とかそういったものがきちんとできるのか、いろいろご意見を賜りました。

○住民H

避難計画ではなくて、リスクマネジメント、数字でちゃんと根拠を示してやってくださいよということです。感情論で言っているわけじゃないんです。感覚で言っているんじゃない。

○事務局

そういったご意見につきましては、本日、しっかりと承らせていただきますし、安全性について、これからもいろいろ情報提供させていただいて、最終的には再稼働問題に対してどういったご意見をお持ちなのかということをしつかりと伺ってまいりたいと思いますので、ご意見として承りまして、しっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

ただいまのご質問につきましては、しっかりと受け止めさせていただきます。よろしく願いいたします。

○司会

ありがとうございました。

では、続いての質問を受けさせていただきたいと思います。

それでは、真ん中の列の手を挙げている一番後ろの方ですね。スーツの男性の方、すみません、通路のほうにご移動をお願いできますでしょうか。恐れ入ります。

○住民I

皆さんにまず見ていただきたいんですけれども、パワーポイントの3番に、下のほうにさらっと書いてあるんですね、これ。新規基準では、想定される重大事故の発生時に放出される放射性物質セシウム 137 の放出量が 100 テラベクレルを下回ることを要求、これさっきよくわからないんで調べたんですけれども、テラというのは1兆なんですね。これが今、下に、東京電力発電所事故の100分の1、ということは、福島事故のときに1万ベクレルの

1兆倍出たわけです。この基準は100兆ベクレルまでだったら出していいよという基準で審査したんですね。

その下をさらに見ますよ。東海第二発電所の場合は、7日間で最大18テラベクレルで評価した。これは18テラベクレルということは18兆ベクレルですよ。これを許可したと。ということは、規制庁の皆さんは、茨城県民の大地と人体といろいろなものが18兆ベクレルまでだったら汚染してもいいよという許可を出したんですね。そうですね。どうですか。これは安全ですか。18兆ベクレル、茨城県民と茨城の大地、いろいろなものが汚染されるのは安全なんですか。あなた方はそういう許可を出したんです。教えてください。18兆ベクレルですよ。これは想定内ですよ。外じゃない。あなたたちが想定したんです。

○原子力規制庁

ただいまの3ページ目にございます記載についてご質問いただきましたけれども、こちらのほうに書いてございますとおり、セシウム137によって100テラベクレルを下回るということを、福島事故の結果と申しますか、得られました知見、それから、教訓等を踏まえまして基準に設けているところでございます。

100テラベクレルまで容認とか、出していいとか、そういうものではなく、あくまで目安として、ここに書いてあるような数字を下回るということを要求として課して、下回って、先ほど申し上げましたシビアアクシデント対策を求め、その結果、その求められる値として、目安として100テラベクレルというものを認めているわけでありまして、今回、日本原子力発電東海第二発電所の評価の結果につきましては、7日間で最大約18テラベクレルの放出が想定される、評価されたという結果をこちらに示しているわけでございます。

○司会

では、続いての質問をお受けさせていただきます。

続いては、一番右側の白いお洋服を、すいません、通路のほうまでご協力をお願いします。

○住民J

一つ、ケーブルのことをお伺いします。

33ページとか79ページのところにありますが、一部ケーブルが絶縁低下だという、交換できない部分もあると言うんだけど、というか、79ページのところで、交換できない部分もあるはずなんです。一部ケーブルについては、74ページでは交換するようなことを言っていますけれども、交換できない部分があったらどうするのかなというのが説明がないですけれども、全部交換すればいいんだけど交換しないわけですよね。本来、基本的に、審査基準では交換しなければいけないとなっているものが、都合が悪いから交換しなくても太鼓巻きでいいというふうに勝手に規制庁が決めてしまったというのは違反ですけども、実際に、今言ったように、交換しなくちゃならないところがあった場合、どうするんでしょうか。伺います。

○原子力規制庁

規制庁の塚部です。

先ほどの 79 ページ目のほうの説明の中で、一部ケーブルについて、運転開始後 60 年もたなかったという評価を得たというのは事実でございます。

ただ、こちらのケーブルにつきましては、格納容器内のケーブルということで、全て交換可能なケーブルとなっております。

難燃性の話、33 ページ目の複合体を形成するという話でございますが、こちらについては、この説明にもありますとおり、難燃ケーブルと同等の機能を有するというのを審査の中で確認しているというものでございます。

○住民 J

難燃ケーブルと同等以上のという言い方が詭弁に聞こえるんですけども、だったら最初から交換しなくていいわけですよ、同等以上なんて言い方をすれば。何で全部交換しなくちゃならないというふうな基準があつて、それを破っているのかが説明がないんですけども。

○原子力規制庁

規制庁の宮本です。

今のご質問ですけども、新規制基準では、安全機能を有する機器等に使用されるケーブルが火災により着火し難く、著しい燃焼をしないことが規定されておりますので、その基準に対しては適合しているという判断をしております。

また、このような対策については、先行の高浜であつたり美浜であつても適合しているという判断をしておりますので、問題はないと判断しております。

○住民 J

実際にケーブルは、何がなくても 30 年から 40 年が寿命だといっているのに、何で 60 年もたせるのかがさっぱりわからないんです。

○原子力規制庁

規制庁の塚部です。

60 年もたせるという意味が十分理解できていないのかもしれませんが、評価を行った結果、60 年もつという結果になったということでございます。

○住民 J

説明が全然わからないんですけど。

○原子力規制庁

規制庁の塚部です。

質問のご趣旨が十分理解できない部分がございますが、今回、劣化状況評価におきましては、それぞれのケーブルについて、それぞれどのくらいの期間、機能を維持することができるかというのを環境認定試験というものをして確認しております。その結果、先ほど述べたように、格納容器内の一部のケーブルについては 60 年間もたない、機能を維持できないということで、その前に交換するというものを保守管理方針というものを定めまして、今度、実施していくというものを定めたものでございます。

それ以外のケーブルにつきましては、60年間もつという評価になっておりますので、そちらについては、当然、引き続き、絶縁抵抗を測ったりとか、メンテナンスという意味では、それが機能をちゃんと維持しているかというのは、現状の保全の中で確認していきますが、これについては積極的に交換する必要はないという状況でございます。

○司会

ありがとうございます。

大変申し訳ございませんが、間もなく予定のお時間となりますので、ご質問、あとお二方からいただいたところで質疑のお時間を終了とさせていただきたいと思いますが、どうぞご了承ください。

それでは、続いての質問を伺いたいと思います。

真ん中の列の今、手を回していただいた男性の方ですね。

○住民K

那珂市の〇〇と申します。

テロ対策のところをちょっと質問をさせていただきます。

私の考えられる想定では、例えば、百里基地からジェット戦闘機がテロに遭って原発に向かって飛来したと。そのとき、例えば、ブローアウトパネル設置場所に飛び込まれたときはどういう評価をなされているのでしょうか。

○原子力規制庁

原子力規制庁の皆川です。

先ほど、大規模な自然災害その他故意による大型航空機の衝突の具体的な評価内容なんですけれども、基本的に、テロの想定脅威の具体的内容とかその対策の具体的内容は確認はしておりますが、防護上の観点から、この場で説明することは差し控えさせていただきたいと思います。

○司会

ありがとうございました。

それでは、もう一方、ご質問を伺ったところでお時間を終了とさせていただきます。

もう一方、では、真ん中のお列の、今、帽子をかぶられている男性の方、すみません、通路のほうにお願いいたします。

最後の質問とさせていただきたいと思いますので、どうぞご了承ください。

○住民L

まず、これだけの質問が出ているのに、住民説明会をやっているわけでしょう。質問を打ち切るとするのは少しおかしいと思うんですけれども。

専門的な詳しいことはわかりませんが、安全だよと言っているわけですね。他方で、県のほうは、広域避難の計画を、膨大な計画をつくらなくちゃならないと。これ、矛盾しませんか。安全であれば、我々、避難する必要がないわけですよ。なぜ避難しなくちゃならないんですか。110パーセント安全であれば堂々とここに住めばいいじゃないですか。なぜ県

のほうではそういう膨大な避難計画をつくらなくちゃならないと言っているわけですか。

安全対策課となっていますけれども、県のほうは、我々県民を見ているのか、それとも上を見ているのか、ちょっと疑問に思ってしまうんですけども。

以上です。

○事務局

ただいま、県のほうで避難計画をなぜつくっているのかというご質問をいただきました。

つくっている根拠自体は、防災基本計画という国が定めた計画の中で、30km 圏内の自治体が避難計画をつくりなさいという作成義務がかかっているからであります。その前提として、その前提がどこかに具体的に書いてあるわけではございませんけれども、原子力事故というのは、100 パーセント安全ではなくて、起こり得ると。起こり得るので、そのために、万が一の場合に備えて避難計画をつくりなさいと。そういうふうに書いてあるというふうに理解しております。

○住民 L

だから、110 パーセント安全だということは言っていないわけですよ。そういう危険なものを、今さら、さらに 20 年延長するということは全く理解ができないんですけども。誰が我々を守ってくれるんですか、そんな危険なもの。だから、危険だと認識しているから避難計画をつくるわけでしょう。

○事務局

事故が起こり得るということを前提に避難計画の策定が自治体のほうに義務付けられているというふうに理解してございます。

○住民 L

事故を前提としているのであれば、そういう事故が起こるものをつくらなければいいじゃないですか。延長する必要ないじゃないですか。

○事務局

避難計画をなぜつくるのか、そういった事故が起こるものに対して東海第二原発は再稼働を認めるべきではないというご意見だと思います。そういったご意見については、繰り返しになりますけれども、今後、しっかりと伺ってまいりたいと考えております。そのプロセスの一つとして、今回、まず安全性についてどういう対策をとろうとしているのか、そういうものに対していろいろなご質問等をいただきながら、そういったところにご心配をされているのか、不安に感じられているのか、そういったものを私どもしっかりと把握させていただいて、確認をし、必要があれば、事業者のほうにしっかりとその見解等を求めていくということを、取組としてまいりたいと考えてございます。

我々も県民の視点でしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本日は大変ありがとうございました。

○司会

それでは、予定のお時間となりましたので、ここで質問の受付を終了とさせていただきます。

限られたお時間の中で、ご意見、ご質問をいただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、東海第二発電所の新規制基準適合性審査等の結果に係る住民説明会を終了とさせていただきます。

説明会の運営に際しまして、皆様のご理解、ご協力をいただきましたことを心より感謝申し上げます。

なお、お手元にアンケート用紙をお配りしておりますので、どうぞこちらのご協力をお願い申し上げます。

ご記入いただいたアンケート用紙は、出口付近の係員までお渡しください。ご協力をお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。